

## 研究活動上の不正行為に係る調査結果及び対策について（概要）

2023 年 1 月 13 日

奈良学園大学

(2025 年 4 月 1 日一部改訂)

### 1. 経緯

本学に所属していた教授（2020 年 9 月末退職）が行った研究活動について、外部から「盗用」「二重投稿」「その他不適切な行為・研究倫理に反する行為」の疑いがあるとのメールが告発受付窓口に届き、令和 2 年 9 月 17 日に受理した。

「奈良学園大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の調査等に関する規程」（以下、「調査規程」という。）に基づいて予備調査を行い、事案の内容が明らかで不正と判断する合理性のある説明があったため、本調査を行うことが適切であるとの結果に至り、学長が調査規程に基づき、調査委員会を設置し、調査を開始した。

### 2. 調査委員会の構成

#### \* 内部委員

|                           |                                                                |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 委員長 金山 憲正                 | 奈良学園大学 副学長<br>※調査委員会設置期間における役職。現在は学長。                          |
| 委員 仁後 公幸                  | 奈良学園大学 事務局長                                                    |
| 委員 森 一弘                   | 奈良学園大学 人間教育学部 学部長                                              |
| 委員 守本 とも子<br>※令和 4 年 3 月迄 | 奈良学園大学 保健医療学部 学部長（令和 3 年 3 月迄）<br>奈良学園大学 大学院看護学研究科 研究科長        |
| 委員 上野 栄一<br>※令和 4 年 4 月～  | 奈良学園大学 保健医療学部 学部長<br>奈良学園大学 大学院看護学研究科 研究科長                     |
| 委員 桑原 祐子<br>※令和 4 年 3 月迄  | 奈良学園大学 人間教育学部 教授                                               |
| 委員 木内 才博                  | 学校法人奈良学園 法人本部総務部長                                              |
| 委員 仲西 康晃                  | 奈良学園大学 事務局局次長（令和 3 年 3 月迄）<br>学校法人奈良学園 法人本部経営情報部長（令和 3 年 4 月～） |

#### \* 外部委員

|          |                                           |
|----------|-------------------------------------------|
| 委員 藤田 英治 | 太成学院大学 人間学部 教授                            |
| 委員 湯峯 裕  | 桃山学院教育大学 人間教育学部 教授                        |
| 委員 馬野 範雄 | 関西福祉科学大学 教育学部 教授                          |
| 委員 勝見 健史 | 国立大学法人兵庫教育大学 教育実践高度化専攻<br>小学校教員養成特別コース 教授 |
| 委員 山本 智一 | 国立大学法人兵庫教育大学 教育実践高度化専攻<br>小学校教員養成特別コース 教授 |
| 委員 伊藤 明子 | 畿央大学 名誉教授                                 |
| 委員 山田 陽彦 | 樹陽法律事務所 弁護士                               |

### 3. 調査対象

#### 事案①

調査対象：「聖ヨハネ・ボスコと予防教育法（Ⅲ）－1年間の教育実践の振り返りから－」、名古屋経済大学 人文科学論集 第 97 号（p41-p51）、2018 年 3 月 10 日

先行研究等：チマッティ資料館「ドン・ボスコ予防教育法」（<http://www.v-cimatti.com/pub/link/education/>）（原典：「教育の福音「若者の父ドン・ボスコ」教育者への教皇ヨハネ・パウロ二世の書簡」石川康輔・G.コンブリ共訳、ドン・ボスコ社 1988 年 6 月 12 日初版発行）

#### 事案②

調査対象：「聖ヨハネ・ボスコと予防教育法（Ⅳ）－学級担任としての1年間の学級経営の反省から－」、同志社女子大学 教職課程年報 第 3 号（p89-103）、2020 年 2 月 29 日

先行研究等：「聖ヨハネ・ボスコと予防教育法（Ⅲ）－1年間の教育実践の振り返りから－」、名古屋経済大学 人文科学論集 第 97 号（p41-p51）、2018 年 3 月 10 日

#### 事案③

調査対象：令和 2 年 1 月 18 日「実践学級経営研究」第 3 号 2019

### 4. 調査の方法・手順

- (1) 告発内容の確認、予備調査結果の確認、本調査の方針
- (2) 調査対象論文、研究データ等の比較分析
- (3) 先行研究と調査対象論文との比較分析
- (4) 調査対象者及び関係者からの聞き取り（ヒアリング）調査等

### 5. 不正行為の内容及び不正行為判断の根拠

#### 事案① 特定不正行為（盗用）

被認定論文は、引用であるとする適切な記載が認められない。引用箇所は、総括に相当する部分で、約 6 割がほぼ表記を変えずに転用されている。また、被認定者が考案した文章であるかのような体裁に書き換えられている。引用元文献の記述を故意に盗用したものと認定した。

#### 事案② その他不適切な行為（二重投稿）

被認定者が過去に投稿した先行論文と新たに投稿した被認定論文とを比較分析した結果、実践記述においては、同一の文章を時系列加工したのみであり、同一手法における議論の新展開及び新規考察の明記が不十分であった。記述内容の同一性からは、過去の論文の体裁を加工したことは否めず、故意に二重投稿したものと認定した。

事案③ その他不適切な行為（不適切な学会運営）

被認定者が運営する学会の学会誌として発行された刊行物について、ISSN 番号が記載されているが、国立国会図書館への納本がなされておらず、ISSN 番号の無断使用が明らかになった。また、当該学会誌に掲載された査読論文について、実際に査読がなされた事実が確認できなかった。不適切な学会運営を主導しており、二重投稿やサラミ出版などの業績の水増しに相当する不適切な行為であると認定した。

6. 研究経費

事案①

名古屋経済大学における学内経費によって行われた研究である。

事案②

奈良学園大学における学内経費（私学助成含む。）によって行われた研究である。

事案③

奈良学園大学における学内経費（私学助成含む。）が研究の一部経費に支出されている。

7. 本学が行う措置の内容

本学は調査規程に基づいて以下の 3 点の措置を課すことを決定し、通知する予定である。

事案① 被認定論文の取り下げ勧告。

事案② 被認定論文の取り下げ勧告。

事案③ 当該学会の不適切な学会運営の是正改善要求。

8. 発生要因

被告発者は、定期的に本学が実施する研究倫理・コンプライアンスに関する研修を受講し、研究者等の行動規範及び公的研究費の使用に係る行動規範を遵守する旨の誓約書を提出していた。研究倫理に関する基本的な知識は持ち得ていたはずであるが、研究者の責務や研究倫理の理解が十分浸透せず、被告発者自身に自覚の欠如があったことが大きな要因であると考えられる。

9. 再発防止策

本学は、発生要因を踏まえ、次の再発防止策を講ずることとした。

(1) 本学における研究倫理教育の強化

e ラーニングに加えて、外部講師による対面・オンラインでの研究倫理・コンプライアンス研修について、授業の都合等により参加できない研究

者等のために、後日視聴できる体制を整え、受講を徹底し、研究公正・研究倫理に対する理解の定着を図る。

(2) 啓発活動の推進

不正防止のための啓発活動について、ポスター掲示以外に、定期的にリーフレットを配付するなど、実施回数、方法を増やして取組を充実させる。